広島県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成１９年２月１日

規則第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１５２条の規定による広域連合長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第１順位　副広域連合長（副広域連合長のうち、あらかじめ広域連合長が指名したもの）

第２順位　事務局長

第３順位　事務局次長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。